

# 石巻市津波浸水区域 被災住宅小規模補修

## ■すまいの 小規模補修

# 補助金

まずは  
ご相談ください

事前相談:平成30年4月10日から

申請受付:平成30年5月1日から  
平成31年3月15日まで

TEL 0225-95-1111  
内線4765～4767

被災した住まいをこれから補修する方は、  
補助対象となる可能性があります。

### <補助要件>

- ・被災者生活再建支援金の補修に係る「加算支援金」を受給していること。
  - ・被災者住宅再建事業補助金の交付を受けていないこと。
  - ・補修規模は100万円以内であること。
  - ・補修物件は、居住する被災住宅であること。
  - ・り災場所は「津波浸水区域」であること。
  - ・り災判定は「全壊」または「大規模半壊」であること。
  - ・契約先は、地元工務店組合加盟または石巻市の登録業者であること  
(お問い合わせください。)
  - ・市町村税等に滞納がないこと。
  - ・暴力団員ではない。暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。
- ※修繕箇所などにも制限がございますので、契約前に相談願います。

**補助上限額50万円**  
(応急修理制度未利用者76万円)



石巻市穀町14番1号

石巻市役所3階 36番窓口

石巻市福祉部生活再建支援課